

◎新潟県告示第503号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第13項の規定により、次のとおり第5次新潟県地域保健医療計画(平成23年4月新潟県告示542号)の一部を変更したので、当該変更後の計画を新潟県福祉保健部福祉保健課、県内の地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市福祉部福祉総務課及び新潟市保健所において、縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 主な変更事項

- (1) 総論第5章第3節の二次保健医療圏において、小千谷市を「魚沼圏域」から「中越圏域」に変更した。
- (2) 総論第5章第4節の基準病床のうち、中越圏域を「4,294」から「4,685」に、魚沼圏域を「2,351」から「1,960」に、それぞれ変更した。
- (3) 各論第2章第3節の「4疾病及び5事業に係る医療連携体制の構築等」に「精神疾患」と「在宅医療」についての記載を追加し、「5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築等」とした。

2 変更年月日

平成25年4月1日